

境川流域水害対策協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は、特定都市河川浸水被害対策法第7条第1項に基づき組織し、境川流域水害対策協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい境川流域において、流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持・向上、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、流域内のあらゆる関係者が協働した多層的な水害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための協議及び連絡調整を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。なお、必要に応じて代理を置くことができるものとする。

- 2 協議会には会長を置くものとし、会長は岐阜県知事が務める。ただし、会長が不在の際は、会長が指名した構成員がその職務を代理する。
- 3 協議会の招集及び進行は会長が行う。
- 4 協議会は、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 協議会の下に、幹事会を設置する。
- 6 協議会は、必要に応じて検討ワーキンググループを設置することができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 境川流域水害対策計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する協議。
- (2) 計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の共有。
- (3) 境川流域整備計画の実施に関して必要な事項。
- (4) その他、計画等に関して必要な事項。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料の公表)

第6条 協議会の資料等は、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事は、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(幹事会)

第7条 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会には会長を置くものとし、会長は岐阜県県土整備部河川課長が務める。
- 3 幹事会は、原則として非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。
- 4 本規約に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、岐阜県県土整備部河川課が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和8年9月1日から施行する。

本協議会の設置をもって、境川流域総合治水対策協議会および境川上流部浸水対策検討会は廃止する。

別表 1

境川流域水害対策協議会委員

◎ 会長

所 属	職 名
岐 阜 県	◎ 知 事
岐 阜 市	市 長
羽 島 市	市 長
各 務 原 市	市 長
岐 南 町	町 長
笠 松 町	町 長
国土交通省中部地方整備局河川部	部 長
国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所	所 長
岐 阜 県 総 合 企 画 部	部 長
岐 阜 県 商 工 労 働 部	部 長
岐 阜 県 農 政 部	部 長
岐 阜 県 林 政 部	部 長
岐 阜 県 県 土 整 備 部	部 長
岐 阜 県 都 市 建 築 部	部 長
岐阜県リニア未来都市局	局 長

別表 2

境川流域水害対策協議会幹事会委員

◎ 幹事会会長

所 属	職 名
岐 阜 県	
総合企画部	総合政策課長
商工労働部	企業誘致課長
農 政 部	農政課長 農村振興課長 農地整備課長
林 政 部	林政課 森林経営課長 森林保全課長
県土整備部	建設政策課長 用地課長 道路建設課長 道路維持課長 ◎河川課長 砂防課長 岐阜土木事務所長
都市建築部	都市政策課長 都市整備課長 下水道課長 建築指導課長 公共建築課長 住宅課長
リニア未来都市局	公園緑地課長
岐 阜 市	企画部長 経済部長 まちづくり推進部長 都市建設部長 基盤整備部長 上下水道事業部長
羽 島 市	企画部長 産業振興部長 建設部長
各 務 原 市	市長公室長 産業活力部長 都市建設部長 水道部長
岐 南 町	総合政策部長 基盤整備部長
笠 松 町	企画環境経済部長 建設部長 水道部長
国土交通省 中部地方整備局	木曽川上流河川事務所流域治水課長